

長寿第178号
令和3年4月1日

各市町村介護保険主管課長
地域密着型サービス外部評価機関の長 } 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」等の一部改正について（通知）

このことについて、下記通知が改正されましたので、内容を御了知いただくとともに、市町村におかれましては、必要に応じて認知症対応型共同生活介護事業者に周知願います。

記

1 一部改正される通知

- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）
別紙25
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）別紙26

2 改正内容

- ・認知症対応型共同生活介護の事業所が、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みと、外部の者による評価のいずれかから第三者評価を受けることとなったことに伴い、運営推進会議による評価の実施方法が追加されたこと等。

3 備考

- ・上記1の一部改正により、認知症対応型共同生活介護の事業所が運営推進会議における評価を行った場合は、岡山県地域密着型サービス評価実施要領2（4）に定める外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる要件のうち、「外部評価を5年間継続実施」の継続年数に算入することはできません。（外部評価機関による評価を行った場合のみ算入可能）

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健福祉部長寿社会課
長寿社会企画班 担当：藤原
TEL (086) 226-7326 Fax (086) 224-2215